

新規指定の手引き

1 指定申請受付・相談窓口

介護福祉課 施設整備係（奈良市役所北棟 1 階）

受付時間：平日 9：00～17：00（国民の休日、12月29日から1月3日までを除く）

電話：0742-34-5422

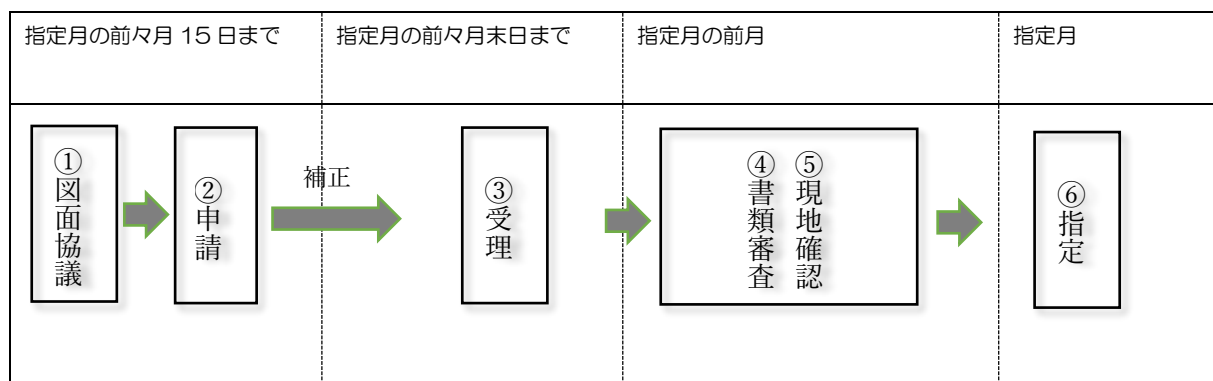
2 申請受付の〆切

指定日（事業開始日）は毎月1日です。申請受付の〆切は指定日の前々月の15日（同日が閉庁日の場合は、直前の閉庁日）です。また、申請書類に不備があり、補正が必要なものは受理できませんので、余裕を持ってご提出ください。

（例）3月15日に提出、受理 → 5月1日指定

3月16日に提出、受理 → 6月1日指定

3 申請から指定までの流れ



①図面協議

- ・面積要件のあるサービス（通所サービス、入所サービス）は、図面協議を行います。
- ・電話でご予約のうえ、平面図等をご持参ください。

②申請

- ・窓口、郵送、電子申請届出システムで受付しています。
- ・申請書類、添付書類は下記のアドレスから確認してください。

【（リンク先）指定申請書類：事業所指定・加算減算・その他届出 - 奈良市ホームページ】

<※電子申請届出システムを利用する場合>

- ・電子申請届出システムを利用して申請される場合は、介護福祉課ホームページで申請方法等をご確認ください。

【（リンク先）電子申請：介護事業所の指定申請等に係る「電子申請届出システム」について - 介護保険 - 奈良市ホームページ（介護福祉課）】

③受理

- ・申請書類に不備があり補正が必要なものは、補正完了後に受理します。
- ・受理後、指定日までに事業が開始できなくなった場合や、申請内容に変更がある場合は速やかにご連絡ください。そのまま指定を受けると虚偽申請で指定が取り消されることがございます。

④書類審査

- ・申請内容が指定基準を満たしていることを確認します。
- ・メール等で書類修正を依頼することがございます。

⑤現地確認（指定月前月の中旬）

- ・現地確認の日時は、指定月前月の中旬に調整します。希望日があればお早目にお伝えください。
- ・指定月前月の中旬に現地で、設備及び人員等について申請内容と相違ないことを確認します。
- ・当日は、勤務形態一覧表に記載のある全従業員の雇用契約書等の確認を行います。
- ・現地確認が完了次第、指定手数料の納付書をお渡しします。手数料を納付後、領収書のコピーをご提出ください。

参考）指定手数料の額

サービス	手数料
居宅サービス、介護予防サービス、地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス、居宅介護支援、介護予防支援、介護老人福祉施設	30,000 円
介護老人保健施設、介護医療院	63,000 円

※予防サービスを一体的に行う場合（「介護予防」訪問看護）、「（介護予防）福祉用具貸与・特定（介護予防）福祉用具販売」などの指定手数料は1サービス分のみ。また、一部ユニット型施設（事業所）については、ユニット型部分とユニット型以外の部分をそれぞれ別施設（事業所）として、指定手数料が必要となります。

⑥指定（毎月1日）

- ・概ね指定月の前月末を目途に、指定通知書を送付します。（再発行はできませんので、大切に保管してください。）
- ・送付に先立ち、メールにて事業所番号をお伝えします。

4 申請時の注意点

- ・指定を受けられるのは、「法人」です。（一部サービスを除く）
- ・申請する事業を、法人の定款や登記簿謄本に具体的に位置付けてください。
一体的に介護予防サービスや総合事業を行う場合は、介護予防サービスや総合事業の記載が必要です。
（例）介護保険法に基づく指定居宅サービス及び指定介護予防サービス
介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業
- ・介護保険法に定める欠格事由に該当しないか確認してください。

・業務管理体制の届出（新規又は変更の届出）が必要ですので、届出先、届出内容を確認してください。

【（リンク先）業務管理体制の届出：介護サービス事業者の業務管理体制の整備に係る届出について - 奈良市ホームページ】

- ・指定基準は、厚生労働省令及び解釈通知のほか、奈良市条例及び奈良市要項を確認してください。

【（リンク先）奈良市基準等：指定基準条例及び要項について - 奈良市ホームページ】